

第6回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

これまでの会合の主な意見

2023年10月13日

総務省

総合通信基盤局

通信事業者に対する期待

- ・ 条件不利地域等における**ブロードバンド・ゼロ地域の解消は公的性格を有するNTTが担うべき**。(ケーブルテレビ連盟、JCOM)

公正競争確保の在り方

- ・ NTTが公社から承継した資産を活用して競合他社に対抗した場合、他社の市場からの排除等により健全な競争が阻害されるため、**NTT法による分離・分割規制を維持することが必要**。(ケーブルテレビ連盟)
- ・ 公社から承継した資産を持つ**NTTが垂直統合等により事業範囲を拡大した場合**、他事業者は対抗できず、**ケーブルテレビ事業者は地域メディアとしての事業活動や地域貢献を果たせなくなる**。(JCOM)

外資等規制の在り方

- ・ **外国人役員就任規制**については、他の事業の例も参考にしつつ、**緩和していくことが考えられる**。(田島弁護士・西川弁護士、大谷委員、関口委員、渡井委員)
- ・ 外国人投資家を背景とした外国人役員の存在は、**一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、延いては会社経営の安定に資する**。(田島弁護士・西川弁護士)
- ・ 外為法の事前審査でNTT法と同様の**外資等規制が実現できる保証はなく**、NTT法の外資等規制には**一定の合理性**がある。当該規制を**廃止することについては、慎重に議論する必要**がある。(田島弁護士・西川弁護士)
- ・ **居住を基準に外国投資家を判断する外為法では捕捉しきれない事例**についても、**国籍を基準に判断するNTT法は制限できる**。(田島弁護士・西川弁護士)
- ・ 保護法益の重要性、対日直接投資の促進政策、経済安全保障の観点からは、**引き続きNTT法と外為法による外資規制を維持することが妥当**。(渡井委員)
- ・ 米国では、業種横断的規制の強化に加えて、**通信法による外資規制を強化している**。(渡井委員)
- ・ NTTが公社から承継した財産の**公共性や運用管理の安定性**のため、**外資規制や政府株式保有の見直しは慎重に議論すべき**。(ケーブルテレビ連盟)

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

【電話（固定電話・公衆電話）のあまねく責務】

- これまでも技術革新を踏まえた制度改正に取り組んできたが、固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要。
 - 電話のユニバーサルサービスの責務について時代に即した見直しが必要。（NTT、ソフトバンク）
 - 電話（メタル→光ファイバ）のあまねく義務の撤廃は、公益性の高い通信確保に支障をきたすことに留意。（KDDI）
 - IP電話も含めた固定電話（約6千万世帯）や公衆電話に一定のニーズがあることに留意。（長田委員、相田主査代理）

【ブロードバンドのあまねく責務】

- ブロードバンドの提供主体として、ラストリゾートの確保が課題。確保方法としては、NTT東西がその役割を担うことや、国が何らかの指定を行うこと等を検討すべき。
 - 「光ファイバ」の全国提供義務は必要。（ソフトバンク、KDDI）
 - ブロードバンドの整備において、NTTがラストリゾート責務を担うことに賛成。（町村会、高知県、稚内市、CATV連盟等）
 - ブロードバンドの未整備地域の解消等についてNTTが公共的な役割を果たすことを強く期待している。（知事会）
 - ブロードバンドのあまねく提供には、公共性のある民間事業者であるNTTの協力が不可欠。（市長会）
 - ブロードバンドのあまねく提供について、他事業者も排除しないがNTTでないと現実的には難しい。（町村会、高知県、長崎県）
 - NTT東西のシェアが低い地域の扱いやモバイルをどう組み込むのか等の課題が整理され、電気通信事業法の中でコストがカバーされる制度ができるのであれば、ラストリゾートの義務を負ってもよいと考えている。（NTT）

【制度見直しの留意事項】

- 責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながる。
 - 規律の廃止と新設を一体的に進め、責務の制度的な継続を担保することに留意されたい。（離島振興協議会、高知県）

【その他】

【無線技術の活用】

- 不採算地域でのサービス提供の確保のためには、サービス品質を確保した上で、無線技術の活用を含めて、技術中立的・経済合理的な方法の検討が必要。
 - ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象として検討すべき。（岡田委員）

【制度見直しの留意事項】

- 特定の事業者に退出を禁じるあまねく普及責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題あり。（林委員）

1
 ユニバーサルサービスの確保
 通信サービスが「全国に届く」

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

- IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とする**NTT東西の業務範囲は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある業務を除き、見直しが必要。**
 - NTT東西の**業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れ**てきている。(NTT、ソフトバンク)
 - 公正競争上の観点から、**移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要。**(ソフトバンク、KDDI)

【その他】

【総論】

- 組織を規律する**NTT法と取引条件を規律する電気通信事業法の両輪で公正競争を確保。**(KDDI)
- 独占回帰は常にけん制すべきで、**NTTの在り方は定期的な検証・見直しが必要。**(KDDI)
- 公正競争確保の規定はあるが、**ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備運用の懸念**がある。(ソフトバンク)

【NTT東西・持株の業務範囲規制】

- 地域産業の活性化等に向け、**NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。**(NTT)
- **NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能**となるよう、業務範囲規制の見直しを希望。(NTT)

【組織再編】

- **NTT東西の統合も選択肢**となる見直しを希望。NTT東西とドコモの合併は考えていない。(NTT)
- **NTT東西とドコモの統合等による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、CATV連盟、JCOM)
- 完全民営化等するのであれば、その前に、特別な資産を保有する**アクセス部門の資本分離が不可欠。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- **電気通信事業法にはNTTのグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、同法とNTT法の両方で公正競争の確保を図る必要あり。**制度見直しは、**規律の廃止と新設を同時に進めない**と空白が生じ、**公正競争上の問題が大きい。**(林委員)

【電気通信事業法の非対称規制】

- 電話時代の規制廃止、卸の規律は必要最小限、ドコモの禁止行為規制の撤廃等を希望。(NTT)

「低廉で多様」なサービスが利用できる

(公正競争の確保)

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

- グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、**国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及の責務**については、**原則開示の運用の見直しが必要**。
 - IOWN等をパートナーと展開していく上で、経済安保・国際競争力の課題があるため、**研究開発の推進・普及責務の見直しが必要**。**開示義務により国際展開に影響が出ることを懸念**。(NTT)
 - 研究成果の**開示義務は時代にそぐわない**。NTTに限らない研究開発投資の促進（税制の拡充等）が必要。(ソフトバンク)
 - 研究成果の開示・非開示は**NTTが自主的に判断**しており、**運用の見直しで対応可能**。(KDDI)

【その他】

【研究開発の推進の責務】

- 研究所を縮小して**基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数**ある等の課題を踏まえ、**研究の推進の責務**については、**イノベーション促進の観点から検討**すべき。(相田委員、藤井委員)

【国際展開】

- 海外事業はNTTデータに寄せており、**同社の国際展開についてはNTT法とは関係ない**。(NTT)
- **通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異**があり、比較は適切でなく、**NTTの規制を緩和・NTTのみを後押し**することで**GAFAMに対抗**できるようになるとの議論は**正しくない**のではないかと。(ソフトバンク)

3

「国際競争力」を強化する

(注) NTTへの国の関与の在り方（政府保有義務等の各種担保措置）については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

- **NTT法の外資規制と外為法は、目的と手段の両方に違いがあり、両法があることに意義がある。**
 - 情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT法は重要。外為法の投資規制は、外国投資家が対象であり日本の投資家に適用はない。また規制の強化は経済活動を阻害する。**外為法と個別法の両方が必要ではないか。**（渡井委員）
 - **投資家に対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的な規制を課す個別法を代替するのは難しい。**（山本委員、渡井委員）
 - 外為法の事前審査でNTT法と同様の外資等規制が実現できる保証はなく、NTT法の外資等規制には一定の合理性がある。当該規制を廃止することについては、慎重に議論する必要がある。（田島弁護士・西川弁護士）
 - **居住を基準に外国投資家を判断する外為法では捕捉しきれない事例についても、国籍を基準に判断するNTT法は制限できる。**（田島弁護士・西川弁護士）
 - NTTが公社から承継した電柱・管路等の設備は、「特別な資産」であり、**外資から保護する必要がある。**（KDDI、ケーブルテレビ連盟）
- **仮に、NTT法における外資規制を撤廃するのであれば、それまでに代替する措置について検討していく必要がある。**
 - 外為法の強化が必要。**他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め産業全体で対応すべき。**（NTT）
 - NTT法の外資規制を見直す場合、**保護法益も考慮しつつ、他の法律も含め、どのような枠組みにするかを検討すべき。**（渡井委員）
- **外国人役員規制**については、他の事業の例も参考にしつつ、**緩和していくことが考えられる。**
 - 仮に役員規制を緩和しても、**出資規制の維持・強化により、外資ファンドのアクティビストが外国人役員の選任について圧力をかけてくるような事態を防げるのではないか。**（林委員）
 - 外国人投資家を背景とした外国人役員が存在は、**一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、延いては会社経営の安定に資する。**（田島弁護士・西川弁護士）

「経済安全保障」を確保する

4

（注） NTTへの国の関与の在り方（政府保有義務等の各種担保措置）については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。